

◎トピックス
リサイクルデータブック2013の発行

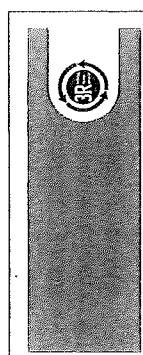
資源・リサイクル促進センター

資源・リサイクル促進センターでは、資源・廃棄物・リサイクルの現状を改値で分かりやすく表現した資料として、各種統計データを体系的に整理した冊子「リサイクルデータブック2013」を作成しました。

本冊子は、次の構成になっております。

- 我が国の「資源投入」「財生産」「財消費」「リサイクル、中間処理」「最終処分」までの一連の物質フローを一概に示されているさまざまな統計データを使用して算出したものです。
- 日本のマテリアルバランス

我が国は、「資源投入」「財生産」「財消費」「リサイクル、中間処理」「最終処分」までの一連の物質フローを一概に示され、いるさまざまな統計データを使用して算出したものです。



リサイクル データブック 2013

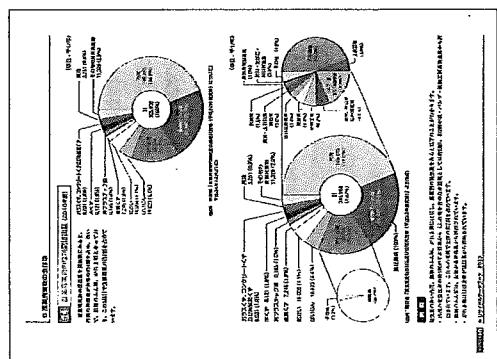


写真1／冊子表紙

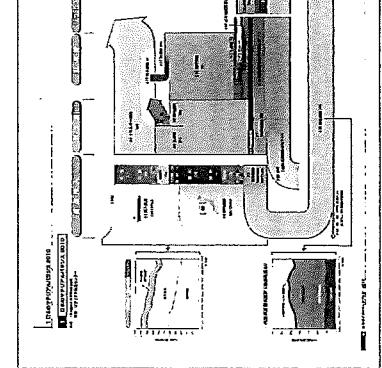


写真2／冊子表紙

企業が廃棄物を保管する場合の注意点について ——野積み事件を例として——

2. 資源投入
日本のマテリアルバランスのうち、「資源投入」の具体的な内訳(石油、石炭、灰炭、鉱炭など)を表したものです。

3. 廃棄物・副産物・使用液製品
資源・リサイクル促進センターホームページ(<http://www.dicon.jp/>)をご覧(ダウンロード)いただけます。

資源投入は、資源・リサイクル促進センターホームページ(<http://www.dicon.jp/>)をご覧(ダウンロード)いただけます。

角田 進二 SUZUKI Shinji
弁護士・理学士／日本CSR監修会・環境法研究会委員会委員

廃棄物処理法は、社会問題化する不適正処理や不法投棄等に対して厳罰化の方向にある*1。また、廃棄物処理法の罰則規定は、環境法で最も詳細にになっている*2。のみならず、刑事责任を問うタイミン グも、未遂罪、目的犯、準備罪が規定される等、廃棄物を自らの責任において処理するには避けられないところ、廃棄物処理法制定当時(1970年)から廃棄物を自らの責任において処理しなければならないとされている(供出者処理責任原則・同法条文)。

本稿では、自社敷地内に廃棄物を野積みしている(供出者処理責任原則・同法条文)。

事件 平成18年2月20日第二小法決議)を検討することにより、企業活動における廃棄物の保管に關し、CSRの觀点から企業が留意すべき事項について検討する。

ているわけではない。

本件事件は、企業が自家業地内への埋め立てたのため保管していた廃棄物について、埋め立て行為をしていない保管段階においても不法投棄に該当すると判断したものである。なお第一審では会社に罰金150万円、被告人Mに30万円の罰金と懲役1年2か月(執行猶予3年)の判決を下している。

たゞ組織的に指示が行なわれていなくても、「みだりに廃棄物を捨てた」と訴えされると、業務の一環として行なわれている限り、廃棄規定の適用により会社も罰せられることになる。また、会社が廃棄物処理法における産業廃棄物の許可を有する場合、許可取消

1. 本件事件の概要

- 【事実概要の特徴】地主、高級試験の本部などを運営するもの】
- 昭和51年(1976年)から被告訴会社は産業廃棄物のうち廃棄物処理業者に引き受けてももらえないものを、工場敷地内に漏られた森原の穴に埋めていた。
- 平成12年(2000年)頃からISO14001の資格取得のため技術面を認定、改善等を行った。
- 平成13年(2001年)8月10日から11月28日に至るまで7回野積みした(印となるべき事実)。

現在においては、企業活動に際する廃棄物の排出をどのように管理・委託・処理するかは重要なコンプライアンスと認識されるようになりました。しかしながら近年においても、リユース・リサイクルと称して、不用品回収業者が家電製品等を長期保管するなど不正処理する事例もあり、不法投棄に該当するか問題になっています。

また、企業が廃棄業者に産業廃棄物を委託するには、企業の廃棄物の属性ないし保管は必ず通過地点で企業であり、企業としては慎重に対応するべき通路点である。

ある。あるが、いつから「廃棄物になる」のか、またいつ「廃棄物を卒業する」のかの基準も明確ではないが、どのような保管態勢がどの程度の期間許容されるか、排出者である企業にかかる程度に十分明確に規定され

主要な争点としては、(A)「麻薬物を捨てて行く行為への
該当性」と(B)「みだりにへの該当性がある」。
しかし、社会的に許容されるものとみる余地はない。した
がって、本件各行為は、同条が禁止する「みだりに」に陥
らかであります。(以下略。なお、被験者による)】

の各行為が、廢棄物をみだりに捨てた行為として起訴されたものである以上、下線は筆者による。参考文献

- 平成13年(2001年)12月14日、暴力団関係者から不法侵入がある旨指摘された。
 - 平成13年(2001年)12月18日、警察及び地方振興局に申告相談。
 - 平成14年(2002年)5月20日から23日に行政指導の下撤去。

事実概要から抽出される重要な点としては、下線部分のほか以下の部分が挙げられる。

- 1) 被告会社は、福島県遠多方市内に工場を賃けてアルミニウム再生鋳鉄部業を行っており、被告人Mは、被告会社の常務取締役兼工場長として本件工場の業務を統括管理するものである。
 - 2) 本件工場では、アルミニウム再生鍛造過程から、汚泥、金屑くず、鐵さく、がれき類等の産業廃棄物が排出されていたが、昭和51年(1976年)頃から、被告会社社長の承認と工場長である被告人Mの指示の下に、これらの産業廃棄物のうち産業廃棄物業者に処分を引き受けもらえないものの工場敷地内に埋められた素振りの穴に埋め、穴が一杯になると表面を覆し、あるいはコンクリート舗装するなどした上、新たに埋められたばかりの穴に同様に廃棄物を投入するというふうな手順で返却するようになった。そして、平成9年(1997年)頃、本件工場
 - 「これらの産業廃棄物のうち廃棄物業者に処分を引き受けもらえないもの」であったこと(上記②)→処理が難しいか、処理できるとしても高額になりうること(推測)である。安定供給*7以外のもののが多く含まれていた。なお、高齢では、「汚染物質も含まれていることから、飲料水を初めてする周囲の環境への影響も完全に払拭できるものではない」とされた。
 - 「昭和51年(1976年)頃から」開始されたこと(同)
→常習性が認められやすい。
● 「新たに埋められたばかりの穴に同様に廃棄物を投入するということを繰り返すようになった」こと(同)
→常習性が認められやすい。
● 「捨てる」とか「捨てる」などと表現」されていたこと(上記②)
→社会空間で心理的に抵抗のない、麻痺した言い回しになつていて。

● 「これが四段階したる含有されるアソ等の物質が空中
や土中に漂出したりしないように防じ上措置を講じ、あ
るいは廃棄物の種類別に分別するなどといったよう
な管理の手はまつたく加えられ、山積みの状態の半
年相当時間にわたる野暮らしさにされたいた」と同
(3)本件工場で排出された廃棄物は、その都度本件
工場内に投げ込まれ、廃棄物の運搬車両等によ
り搬入され、これに本件工場から排出される廃
棄物が投入されるようになつた。

卷之三

2. 違法識の判断

以上の事実に対して、最高裁は以下のように判断している。

「所論は、被告人Aを始め工場関係者は、本件汚泥であり、廃棄物をみだりに捨てたものではない旨主張する。しかし、本件各行為は、本件汚泥等を工場敷地内に設置した本件穴に埋め立てるることを前提に、そのときに野放ししたというものであるところ、その憲法、期等に照らしても、仮設などとは認められず、不要物としてその整理を放棄したものといふほんばかりから、これ本件穴に投入し最終的には覆土するなどして埋め立つことを予定していたとしても、法 16 条にいう『陸海物を捨てる行為』にあたるとするべきである。また、産業廃棄物を採取した本件各行為は、それが報告会社の採用する工場敷地内で行われていたとしても、生活環境保全及び公衆衛生の面を図るという法の趣旨に照

五、使用者みだりにその放置が行なわれているとき
において、長期間にわたりその放置が行なわれているとき
は、占有者に適正な保管であることを客観的に明らかに
させるなどして、客観的に放置の意思が認められるか
否かを判断し、これが認められる場合には、その放置
されている状態を処分とし微正に対処すべきこと(以上)
下線は新規改正による。

衛產第九五號

- 一(陸)

二 前記通知五における「長期間にわたりその放置が行なわれている」とは、概ね一八〇日以上の長期にわたり乱雑に放置されている状態をいうものであること以下、階下部は斜書きとする。

「乱雑な放置」といっては、以下の「保管基準」が参考になる。これは、運搬前の保管基準であるが、有価物か廢棄物かわからない場合には、最低限この基準は守る必要がある。

なお、処理基準の施設物の保管方法は、排出場所から輸み出後の運搬途中の積み替えにともなく保管行為や中間処理場での処分前の保管に対するもので、時間的な前後関係がある。

運搬されるまでの間の保管	運搬後
<p>→産業廃棄物を排出するとき の「保管基準」</p> <p>(法:12条2項、施行規則8条)</p>	<p>収集運搬の途中に最終保管する場合の保管 方法(法:6条1項(2号))</p> <p>処分にあたっての保管(法:6条2号(2))</p>

産業廃棄物「保管基準」においては、保管場所に囲いを設け、掲示板で保管であることを明確な形で示すこと、保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散が生じないよう箇所を講ずること、汚水ががある場合この対応措置を講じること、保管場所には、ねずみが生息したり、蚊、ハエそのほかの害虫が発生したりしないようにすること等のほか、屋外と屋内などで対応を分け屋外についてより詳細に定めている。

なお、運搬後の保管は、以上の保管基準に加えて様々な要件が加重される。

<p>改進命令等が出来る 「保管」</p> <p>→「保管基準」の適用 運搬方法</p>	<p>運搬されるまでの間の 程度の「保管」</p>	<p>みだりに「捨て」と評価 →判断適用</p>
--	-------------------------------	------------------------------

以上をみると限り、仮置きとされるのは、本来運搬物ではなく場所ではないか暫定的に(かつ期間的に)置かれているが合理的な取扱であり、當時使用が予定されているよる措置が必要な場合の保全上支障のないようにならう。さらに、屋外に置くのであれば、劣化しやすいから、仮置きと処理するのではなく、「保管」として判断した方が無難といえる。

そして、180日を過ぎれば、「生活環境の保全上支障が生じ、生ずるおそれがあると認められるとき」の要件を満たし改善命令はもろんのこと、場合には必ず監査監督命令なし不法建築が認定される程度の違法性をもつものになる。

「アーティリリード」

右表は「古い地図による、(1)保全の方法、(2)保全の目的」の二つの観点から、本件行為が、長期にわたった野戻であり、改善命の性状、地理条件、行為の態様等の事情を勘案して判断するものであるが、社会通念上許容されない処分行為が対象になる」としている。さらに、薬物を放置する行為により生活環境保全上支障を生じさせた場合など、不作為により放置する行為についても本件行為が該当する。
この場合「保全」の枠組みを超えず、「捨て」

この点、「埋めた」場合ほぼ半永久的に埋めていた
ところではないかと認められることから回収を難しく難しいも
のであるから、みだりに「金て」と呼ぶべきではない。

事件は、(1)「争奪戦」の問題と(2)「不法強制の未遂問題」の二つである。この二つの問題は、工場地盤内に設けられた本件穴に埋め立てて居るところを、(1)争奪戦として、(2)そのわきに野積みした行者を中心にして検討するべきである。その時不法強制の未遂問題はなかったのである。そこで、(1)争奪戦として、「捨てる」と其正面論であるが、本事例から検討する必要がある。

5. 内部通報により不法麻薬発覚後の処理

行
後登崑崙山勝地
游歷及工作

の下に完全に廢棄物を撤去したとのことである。
もしも、行政指導に応じて本会社が廢棄物を撤去し
ない場合には、現行法下では都道府県知事等は同時に
して措置命令をすることができる（廃棄物処理法19条の5）。

6. 適正な保管(仮置き)について

廃棄物性が認められないれば、廃棄物処理法の適用は考慮されない。しかし上述のとおり、廃棄物の総合判断説によれば廃棄物性は明確ではないため、会社が過去において貯蔵することができたことを実績として主張したところで、通常の取扱い形態がそんざいであつた場合、行政側としては廃棄物として判断せざるを得なくなる。周囲の住民が苦情等申し入れていた場合はなるべく早く返却する。おさらである。

よって、「手元マイナス」にならないように「有償取引」を行うという指図をとることだけでは、行政を説得する決定的要素にはならない。

*2 向上。

*3 北村「市川処理法」1445頁。

*4 廃棄物処理法新委員会編、「廃棄物処理法の解説(一般財團法人日本廃棄物資源センター、平成24年版)」1頁。

*5 使用済み家庭製品の燃費税該当年の判断について(通知) 平成24年3月19日環境省告示第44号(平成24年3月19日付)、廃税金令第120319001号。

*6 佐藤「市川処理法」1445頁。

*7 安田・益田著「廃棄物規制法」(アスカナ社) 第3章「資源の循環利用」(アスカナ社)

*5 品目は不活性で腐敗してアレルギー反応によるアレルギーがないため、半減期・遮断率・遮断時間等が技術的要件を満たさない場合、一定割合処理する場合は技術的手段で対応しないため、その他のものを遮断することは技術的手段で対応する可能性がない。

*6 1億1000万円の金額。まだこれが確認されない場合がある。

*7 佐藤良品、佐藤英輔監修『法医学』第2版(2012年)、TAC出版、38頁。

*8 平成21年(平成21年7月27日) 平成21年(平成21年7月27日)

るようになつた。さらに、2004年同月で「現行の対象税又は課税する行為等」が定められた。

*12 すなばくも平成4年に「現行の対象税又は課税する行為等」が定められたのである。

*13 例へば、「現行の対象税又は課税する行為等」が定められたのである。

*14 例へば、「現行の対象税又は課税する行為等」が定められたのである。

*15 落部都人・野村裕介監修 (2012年)、日本評論社 284頁。

*16 長井忠洋著・環境法判例手引選第2版 (2011年)、有斐閣 139頁。

*17 環境法判例手引選 (4) 356頁。

*18 など、行政裁判所では時刻の規定がないことも留意すべきである。

*19 横田・青柳著 (1) 102頁。

*20 横田・青柳著 (1) 102頁。

*21 佐藤・前掲注 (9) 72頁。

*22 同上。

保管、収集、運搬、または処分とされており、いつの不適合とされたかは問題されていない。不適合により現に発生した生活環境の保全上の支障を除去了したたはその具体的な危険を避けるための措置等を講じるものであるので、措置命令判断時にかかる支障なししいそのおそれがあれば足りる。よって、会社が何十年も前に不法投棄をしたとしても、知事等は措置命令をすることでの対応できる¹⁹⁾。措置命令にも従わない場合、知事等はその支障の除去の措置をした上で当該措置に要した費用を徴収することができる。同費用を確保するため、行政は会社の預金・不動産について仮差押の申立てをすることがある。¹⁹⁾

行政に発覚せず措置命令が出されない場合でも、土壌汚染対策法上の特定有害物質とされれば土壌汚染の懸念が生じる。したがって、土壌汚染の懸念が生じた場合は、指置命令を妨げることなく、行政に発覚させるべきである。

土地を荒らすにあたるが、地下水を通して住民に被害を及ぼす可能性もある。されば、脱義務地盤反等による荒主の責任が発生する。かかることを考慮すると、内部通報等で愚に不法投棄の事実を報じて荒却する。

に事実の確認を行ひ、関係当局と並行的の上、適正化処理する必要がある。この点、法的な通報義務がないと、官公署に通報しないといふ考え方もあるが、有害物質も含む飲料水をはじめとする周囲の環境への影響も、直接指摘できない状況であることを考慮すると、リスクマネジメントの観点から新規則（アドバイスレターや規制ルール）による規制強化が求められる。

6. 適正な保管(仮置き)について

廃棄物性が認められないれば、廃棄物処理法の適用は考慮されない。しかし上述のとおり、廃棄物の総合判断説によれば廃棄物性は明確ではないため、会社が過去において貯蔵することができたことを実績として主張したところで、通常の取扱い形態がそんざいであつた場合、行政側としては廃棄物として判断せざるを得なくなる。周囲の住民が苦情等申し入れていた場合はなるべく早く返却する。おさらである。

よって、「手元マイナス」にならないように「有償取引」を行うという指図をとることだけでは、行政を説得する決定的要素にはならない。

腐敗にいもの、包装、容器等に保管されているものは、自ら利用することや第三者に有償で売却することが多いため、行政を説得する要素にふさわしい。ただし、周辺の生活環境の支障について十分配慮をしたことにについて、行政・住民を説得することは技術的なことだけを説明しても難いので、外観的にも整理整頓された状況にしておく必要がある。

まづ、「内規改正」「手続化入門」「不法行為防止」等の
イナス要素に対応して、適切な管理手順(安全管理手順等)を明確化し、
保管担当者の明確化、移動に際する安全性的確保等)を明確化し、
さらには自らしない事取
それらの手順を履行(品質管理等)し、引先で統統的に有効利用していることが必要である**。

危険物仕事が認められ、行政処分を受けるおそれがある
点留意すべきである。
また、余剰在庫として処分する場合や返品・リコール
品の場合等、かつて「有価物」であったものもぞんざい
に破棄せば、直ちに廃棄物として扱いの目を向かられるの
で、この場合も適正に適切な管理手順を確立し、適切
に処理する必要がある^{*23}。

*2 向上。

*3 北村「市川処理法の解説(一)燃費回復」
*4 風呂場廃物処理委員会編、「高燃費廃物処理法の解説(一)燃費回復」
*5 田中「日産自動車技術センター 平成24年版」1頁。
*6 使用済み家庭用品の燃費回復担当者の判断について(通知)平成24年3月19日環境省告示第120319001号。
*7 2013年11月環境省告示第44号(平成24年12月)、廃棄金を抑える。
*8 佐藤「市川処理法の解説(二)燃費回復」
*9 安田・山口「市川処理法の解説(三)燃費回復」
*10 安田・山口「市川処理法の解説(四)燃費回復」

*5 品目は不活性で腐敗してアレルギー反応によるものではないため、保管場所・温度等に比して比較的の耐熱性を有するが、貯蔵温度や貯蔵期間によっては品質劣化が発生する場合がある。また、不活性抗原と同様、5年間での貯蔵若しくは1000万円以上の高額な出費がかかる可能性がある。

*6 佐藤義典、佐藤義典監修『法医学』第2版(2012年)、TAC出版、38頁。

*7 平成21年(平成21年7月27日)。

*8 *9 東京地裁、東京高等裁判所平成21年7月27日。

*10 東京高等裁判所平成21年(平成21年7月27日)。

るようになつた。さらに、2004年同月で「現行の対象税又は課税する行為等」が定められた。

*12 すなばくも平成4年に「現行の対象税又は課税する行為等」が定められたのである。

*13 例へば、「現行の対象税又は課税する行為等」が定められたのである。

*14 例へば、「現行の対象税又は課税する行為等」が定められたのである。

*15 落部都人、判例判例判例 (2012年)、日本評論社 284頁。

*16 長井忠房著、環境法判例手選第2版 (2011年)、有斐閣 139頁。

*17 森田正義著、環境法判例手選第2版 (2011年)、有斐閣 356頁。

*18 など、行政裁判所では時刻の規定がないことも留意すべきである。

*19 北條・青柳著 (1) 102頁。

*20 北條・青柳著 (1) 21頁。

*21 佐藤・前掲注 (9) 72頁。

*22 同上。

僕は20年くらい前の古い日本車に乗り続けているのだが、そういう話をすると、「新車に新しい音が燃費もいい環境に……」といふようなことを必ず言われる。だが、新しい機械を何年かごとに買い替えるより、少々燃料効率が悪くとも一年の燃費を20年間使い続けるほうがどうぞうしても環境にやさしい」などまるで、といつも、車に環境のために新しい音をかけてはいるきちんとした人間の「燃費」を漫然と語りしているだけであるが……。

最近、燃費改正の議論が急に盛り返しており、そのなかでも気になるのは「公共の福祉に反しない限り保証されている自由を、「公益及び公の秩序に反しない限りに変えよう」とうけきである。この二つは似ているようであつたが、公共の福祉に反しない限りは、規制の余地がない、それが燃費をいかないと同様、ほかにない。それが燃費をいかなければ自由を認めようといつもおもかんな漠然とする。

対して「公益や「公の秩序」にはもろそごい「恣意性」がある。同じく公にでもここには「はづか」や「何か」の意志が入り込む余地がない。つまり、「誰かのための公益」に任かかれば施設となる公の秩序」が認められる自由には、もじ自体の意志が含まれない。

そこで、これが燃費の議論にあがつていても「規制施設」

も同じ意味で危険な施設だ。その恣意性は「公益」や「公の秩序」と同じ意図のもので、たとえば一方

の側の人間が「環境に良くなからず20年前のクルマに乗るな」と禁止したら、その意志は公の施設になる。

そこにも認められるのはもろ「自由」ではなく、従うべき「義務」がない。

このように、規制で定められる旨次には能く立派なことと禁止したら、その意志は公の施設になる。

そこにも認められるのはもろ「自由」ではなく、従うべき「義務」がない。

新・公害防止の技術と法規 2013

◆公害防止管理者等資格認定講習・国家試験受験のための必携書◆



水質編	
主要目次	
1. 公害防除法 2. 水質防除法 3. 万水処理特論 4. 水質汚染物質特論 5. 大流域環境水質法体系水質汚染物質特論 6. 水質汚染物質規制法体系・特定工場に向けた公害防止措置の整備に向けた法規体系	◆定価: 8,400円(税込) ◆ ISBN978-4-86240-100-7
◆定価: 8,400円(税込) ◆ ISBN978-4-86240-099-4	◆定価: 8,400円(税込) ◆ ISBN978-4-86240-101-4
◆定価: 8,400円(税込) ◆ ISBN978-4-86240-102-1	◆定価: 5,250円(税込) ◆ ISBN978-4-86240-102-1

「正解とヒント」シリーズ 平成22~24年度

●最新3年間の試験問題の正解と解答のポイント解説●



公害防止管理者等国家試験	
◆最新3年間の試験問題の正解と解答のポイント解説●	
大気関係第1種～4種／特定分野間関係	水質関係第1種～4種／公害防除主任管理責任者
◆定価: 7,800円(税込) ◆ ISBN978-4-86240-096-3	◆定価: 7,800円(税込) ◆ ISBN978-4-86240-095-6
◆定価: 7,800円(税込) ◆ ISBN978-4-86240-097-0	◆定価: 7,800円(税込) ◆ ISBN978-4-86240-098-7

◎実践マテリアルコスト全額93%

◎実践マテリアルコスト全額93%